事業主および担当者の皆さまへ ～職場内で掲示や加入者の皆さまへ回覧してください～

いきいきつうしん

平成30年6月号

第2期データヘルス事業のご案内

◆「データヘルス計画」とは

協会けんぽ等の医療保険者は医療費の支払いや健診の実施により、加入者の皆様の健康状態についてのデータを保有しております。これらのデータを分析し、全体的な課題や傾向を把握するとともに、その課題の解消・解決を目的とした事業を実施し、加入者様の健康づくりや疾病対策を効果的に行うための計画です。

協会けんぽでは、これまでも各支部が独自性を発揮して、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進めており、それを踏まえ今年度より第2期のデータヘルス計画がスタートします。

◆山口支部の健康課題と目標

山口支部の加入者様は全国と比較して血圧リスク保有率が高く、高血圧性疾患にかかる医療費も高いという特徴があります。この健康課題を解決するために、山口支部のデータヘルス計画は以下の内容を目標及び目標達成のために行う事業としました。

上位目標（10年以上経過後に達成する目標）
高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる。

中位目標（6年後に達成する目標）
山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度全国平均まで減少させる。

上位目標・中位目標を達成するために展開する５つの事業

健診受診率の向上	特定保健指導実施率の向上	重症化予防の実施	コラボヘルス（事業所と連携）実施	自治体や関係団体との協同連携

健康保険委員（健康保険サポーター）を募集しております！

◆健康保険委員とは

健康保険制度の内容や手続き方法などに詳しい方が企業内にいることは、従業員にとってとても心強いものです。

そこで協会けんぽでは、適用事業所にお勤めの被保険者の方で、健康保険事業の推進にご理解とご協力いただける方を健康保険委員として募集しています。

健康保険委員として登録いただいた方には「協会けんぽ開催の研修会への優先的なご案内・健康保険委員向け広報誌をお届けする（年3回）・事務手続き等の情報満載の冊子を毎年お届けする」等のメリットがございますので、ぜひご登録をお願いいたします。

裏面が「健康保険委員（健康保険サポーター）登録届」ですので、コピーのうえFAXまたは郵送でお手続きください。

全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

ＴＥＬ：083-974-0530（代表）
受付時間/平日8：30～17：15
〒754-8522
山口市小郡下郷３１２番地２ 山本ビル第３

お申込みはＦＡＸで可能です

ＦＡＸ：０８３－９７４－０５３４

全国健康保険協会山口支部　企画総務グループ宛

◆ご登録に際して
・健康保険委員となる要件は、協会けんぽ管掌健康保険の被保険者（加入者本人）様であることが必要です。
・健康保険委員の活動については無報酬ですが、会費等もいただきません。

健康保険委員（健康保険サポーター）登録届

☐ 新規　　☐ 異動（交代）（どちらかに☑をお願いします）

※複数名お申込みをいただく場合はコピーしてご使用ください。

健康保険証の記号・番号	―		
ふりがな	昭和 平成　　年　　月　　日		
氏　名			
生年月日		性別	男　・　女
事業所名称			
事業所所在地 電話番号	電話番号（　　―　　―　　）		
申込日	平成　　年　　月　　日		

上記のとおり、全国健康保険協会山口支部の健康保険委員（健康保険サポーター）として登録します。

全国健康保険協会山口支部長　殿

(H30いきいき)

協会けんぽ山口支部メールマガジンのご案内

協会けんぽ山口支部では、メールマガジンを配信しています。
メールマガジンでは、健康保険料率や制度改正の最新情報、健康づくりのアドバイスなどのお役立ち情報をお届けしています。協会けんぽ加入者の皆様はもちろんのこと、Eメールアドレスをお持ちの方であればどなたでもご利用いただけます。ぜひご登録ください。

【配信日】毎月１回（原則１６日に定期配信）　　【利用料】無料（通信料は除きます）

※　保険料率の改定等、重要なお知らせは随時配信しております

☆ *下記にメールアドレスをご記入いただくと、登録手続きを当支部が代理で行いますので大変便利です！*

メールアドレス	@.

※ホームページ掲載の利用規約に同意のうえ、このメールアドレスにメールマガジンの配信を希望します。

メールアドレスをご記入いただくと、協会けんぽ山口支部にてメールマガジンの配信手続きを行います。
（メールマガジンの配信を希望されない方はメールアドレスのご記入は不要です。）

生活習慣病予防健診の集団（検診車）会場

お近くに健診実施機関が無い場合は、下記会場にて健診を実施しますので、ぜひご利用ください。
また、下記以外の会場もご用意でき次第、協会けんぽホームページへ順次掲載しますので、チェックをお願いします。

実施日	曜日	地区	受付時間（AM）	受付時間（PM）	健診の種類	実施場所施設名（所在地）	健診機関・連絡先
7月3日	火	下関	健診機関へお問い合わせ下さい		一般＋子宮	海峡メッセ下関（下関市豊前田町3-3-1）	福岡健康管理センター 092-611-6721
7月11日	水	萩		14：00～15：00	一般健診	萩市民館（萩市江向495-4）	広島生活習慣病・がん健診センター大野 0829-56-5505
7月13日	金	美祢		14：00～15：00	一般健診	美祢市民会館（美祢市大嶺町東分326-1）	
7月14日	土		9：30～11：30				
7月17日	火	萩	9：30～11：30		一般＋乳＋子宮	萩市民館（萩市江向495-4）	
7月23日	月	岩国	9：30～11：30		一般健診	岩国市ハーモニーみわ（岩国市美和町渋前1751）	
7月24日	火						
7月26日	木	光	9：30～11：30		一般健診	あいぱーく光（光市光井2-2-1）	
7月27日	金						
8月1日	水	下松	9：30～11：30	14：00～15：00	一般健診	下松市地域交流センター（下松市生野屋南1-11-1）	
8月2日	木		9：30～11：30				
8月3日	金	柳井	9：30～11：30	14：00～15：00	一般健診	FUJIBO柳井化学武道館（柳井市南浜3-2-2-3）	
8月4日	土		9：30～11：30				
8月9日	木	下関	健診機関へお問い合わせ下さい		一般健診	海峡メッセ下関（下関市豊前田町3-3-1）	福岡健康管理センター 092-611-6721
8月9日	木	岩国	9：30～11：30		一般健診	周東勤労青少年ホーム（岩国市周東町用田137-8）	広島生活習慣病・がん健診センター大野 0829-56-5505
8月10日	金						
8月21日	火	大竹	9：30～11：30		一般健診	大竹会館アゼリアホール（大竹市本町1-9-3）	
8月22日	水						

生活習慣病のリスクが見つかった方には「特定保健指導」をご案内します。

この健診は、生活習慣病のリスクの早期発見と、リスクが見つかった方の生活習慣を改善していくための特定保健指導を受けていただくことを目的としています。健診を毎年受診するメリットは、経年的な健康状態の変化を確認できることです。健診結果からメタボのリスクが高かった方40歳以上の方に、「特定保健指導」（保健師等による生活習慣改善のアドバイス等）実施しています。特定保健指導のご案内が届きましたら、ぜひご利用ください。

70歳以上の現役並み所得者に対する限度額適用認定証の発行について

平成29年8月の高額療養費制度改正により、**平成30年8月から70歳以上の現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上）の区分が細分化**されます。

そのため、下表の**「現役並みⅠ」と「現役並みⅡ」に該当する方に、限度額適用認定証が発行**されます。（※現役並みⅢや一般区分に該当する方の限度額適用認定証はありません。）

限度額適用認定証の発送日

平成30年7月5日（木） ※被保険者住所宛

【注意点】一斉発送となるのは今回のみです。
平成30年8月1日以降は、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの加入者からの申請により、限度額認定証を発行します。

【７０歳以上７５歳未満の方】〈平成30年8月診療分～〉

被保険者の所得区分		自己負担限度額		限度額適用認定証
		外来(個人ごと)	外来・入院（世帯）	
現役並み	現役並み　Ⅲ（標準報酬月額83万円以上）	252,600円　＋（総医療費－842,000円）×1% [多数該当：140,100円]		なし
	現役並み　Ⅱ（標準報酬月額53～79万円）	**167,400円　＋（総医療費－558,000円）×1% [多数該当：93,000円]**		**あり**
	現役並み　Ⅰ（標準報酬月額28～50万円）	**80,100円　＋（総医療費－267,000円）×1% [多数該当：44,400円]**		**あり**
一般	一般（標準報酬月額26万円以下）	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 [多数該当：44,400円]	なし
低所得者	住民税非課税 低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	あり
	住民税非課税 低所得Ⅰ		15,000円	あり

～平成30年8月1日以降に医療機関を受診する際には～

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方が、平成30年8月1日以降に医療機関を受診する際は「健康保険証」・「高齢受給者証」・「限度額適用認定証」の3点を医療機関窓口に提示することになります。

現役並み所得者Ⅲや一般区分の方は、これまで通り「健康保険証」と「高齢受給者証」を医療機関窓口に提示して下さい。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。